

目的・経緯

目的	行政と民間団体の連携のもと、建築規制制度の実効性を確保し、建築物の安全性の確保及び良好な住環境を整備すること	経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・H11の建築確認検査業務の民間開放を契機に指定確認検査機関等の民間団体と行政双方の役割分担の明確化及び建築規制制度の実効性確保を目的に、同年9月に千葉県建築物安全安心実施計画が策定された。 ・それを引き継ぐ形でH23に第1次計画、H27に第2次計画、R2年には第3次計画を策定し、県、特定行政庁、指定確認検査機関及び建築関係団体等が連携のもと、様々な施策に取り組み一定の成果を挙げてきたところ。
----	--	----	---

課題・対応方針

課題	<ol style="list-style-type: none"> ① 確認検査業務の約99%は指定機関により処理されていることから、指定機関等の業務並びに違反建築物等に対するより一層の指導監督の実施が必要。 ② 指導監督を実施するためには、審査技術の向上が必須であるため、建築確認検査業務の経験不足を補う取組が必要。
対応	①の課題への対応として、設計施工段階の建築物の適法性の確保及び建築物の適法性・安全性の確保のための、より具体的な施策・取組を記載する。また、②の課題への対応として、持続可能な建築行政の構築のための施策・取組を記載する。

施策・取組

計画の実施期間：令和7年度～令和11年度

インパクト (目標)	アウトカム (長期／中期／短期)	アクティビティ (施策・取組)	
設計施工段階の建築物の適法性の確保	建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	迅速かつ適確な建築確認審査の徹底 中間・完了検査の徹底 工事監理業務の適正化とその徹底 指定機関に対する指導監督の徹底 建築士事務所等への指導監督の徹底	円滑な建築行政に向けた確認審査日数の進捗状況管理 等 検査未受検の建築物の建築主に対する督促等の実施 等 工事監理業務の重要性の周知徹底 等 指定機関への立入検査（抜き取り調査等を含む。） 等 計画的な建築士事務所への立入検査の実施 等
	指定機関、建築士事務所等への指導監督の徹底	指定機関に対する指導監督の徹底 建築士事務所等への指導監督の徹底	指定機関への立入検査（抜き取り調査等を含む。） 等 計画的な建築士事務所への立入検査の実施 等
	建築物の適法性・安全性の確保	違反建築物対策等の徹底 違法設置昇降機の安全対策の徹底 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じて安全性の確保	違反建築物のパトロールの実施 等 労働基準監督署との連携等による違法設置昇降機の把握 等 未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底 等 アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の検討又は整備 等 既存建築物の現況調査が「ドライン」の周知及び調査結果の活用 等
	建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じて安全性の確保	定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 建築物に係るアスベスト等の対策の推進【新規】 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	違反建築物のパトロールの実施 等 労働基準監督署との連携等による違法設置昇降機の把握 等 未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底 等 アスベスト調査費用・除去費用の助成制度の検討又は整備 等 既存建築物の現況調査が「ドライン」の周知及び調査結果の活用 等
持続可能な建築行政の構築	事故・災害時の対応	事故対応 災害対応	立入検査の実施等、調査権限に基づく事故対応の徹底 等 被災建築物応急危険度判定士の確保、技術等の向上 等 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成 等
	執行業務体制の整備	内部組織の執行体制の整備 関係機関・関係団体との連携による執行体制の強化 データベースの整備・活用	指定機関との連携による執行体制の強化 等 建築行政手続の電子化、検査のリポート化への対応を検討【新規】 等